

『限度額適用認定証』の更新のお知らせ

大分県国民健康保険限度額適用認定証	
有効期限	令和 3年 7月31日
交付年月日	令和 2年 8月 1日
記号	番号 11111111
世帯主	住所 玖珠町大字帆足268番地の5 みほん
氏名	国保 次郎 男
適用対象者	氏名 国保 次郎 男 生年月日 昭和48年 1月 1日
発効期日	令和 2年 8月 1日
適用区分	ウ
保険者番号並びに交付者の名称及び印	440479 玖珠郡玖珠町 印

令和2年度分『限度額適用認定証』の交付申請を8月1日から受け付けます。必要な方は、住民課 保険年金班（④番窓口）で申請をしてください。

<申請時に持ってくるもの>

- ①国民健康保険証 ②印鑑
- ③本人確認ができる顔写真入りの証明書（運転免許証など）

※別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要です。

『限度額適用認定証』ってなに？

医療機関に提示すると、入院でも外来でも、窓口での支払いは自己負担限度額までになります。

ただし、部屋代や食事代などの自費分は対象外です。

注意 国民健康保険税を滞納している世帯には、『限度額適用認定証』を交付できない場合があります。

「自己負担限度額」について

限度額は月ごと、1日から末日までの受診について計算します。

70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方では、限度額（月額）が異なります。

※広報くす7月号で、令和2年度の国民健康保険証は「薄い緑色」とお知らせしましたが、「朱色」に変更となりました。

70歳未満の方の場合（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
(ア)901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
(イ)600万円超901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
(ウ)210万円超600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
(エ)210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600円	44,400円
(オ)住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上75歳未満の方の場合（月額）

所得区分		外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み所得者	(Ⅲ) 課税所得 690万円以上（※1）	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% 〈多数回140,100円(※2)〉	
	(Ⅱ) 課税所得 380万円以上690万円未満	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% 〈多数回93,000円(※2)〉	
	(Ⅰ) 課税所得 145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈多数回44,400円(※2)〉	
一般（※1）	18,000円 〈年間の上限144,000円〉	57,600円 〈多数回44,400円(※2)〉	
低所得者Ⅱ（※3）		24,600円	
低所得者Ⅰ (年金収入80万円以下など)（※3）	8,000円	15,000円	

(※1) 70歳以上75歳未満の区分(Ⅲ)と一般の方については、認定証の交付はされません。

(※2) 過去12か月間で、1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

(※3) 低所得者世帯の方は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』が交付されます。